

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：13601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530120

研究課題名(和文) イギリスのパートナーシップ型事業体の法理論

研究課題名(英文) The legal theory of partnership in England

研究代表者

井上 能孝 (INOUE, Yoshitaka)

信州大学・法曹法務研究科・准教授

研究者番号：60441721

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円、(間接経費) 570,000円

研究成果の概要(和文)：近年整備された、わが国やアメリカの有限責任のパートナーシップ型事業体に関する法では、本来は単なる契約に過ぎないはずのパートナーシップ(や組合)に、いかに法主体性を認め、契約の当事者や登記の名義人になることを可能にするか、同時に、法人課税の対象ではなく構成員課税の対象とするかに関し立法上の腐心があった。

イギリスのLLP法でも、パートナーシップでありながらも、他とは異なり構成員とは別個の法人格(legal personality)を有する法人(body corporate)であると記され、組織法の中で構成員課税の対象となる旨が規定されるなど、イギリス法独自の立法上の工夫がなされている。

研究成果の概要(英文)：Laws of partnership-type limited liability business entities, such as limited liability company in America and yuugen sekinin jigyou kumiai in Japan, have devised about problems i) how they could be treated as stable legal entities, how they could resister their properties in their own name, although partnership was thought as an aggregation, not an entity, and ii) how they could be treated as a partnership not as a corporation by Tax Agency, in spite of their legal entities.

Also in England, enacting Limited Liability Partnership Act of 2000, some strange provisions are made, such that i) limited liability partnership is a body corporate having its own legal entity distinct from partners, and ii) it should be treated as a partnership, not a corporation, in LLP act which is an organization law, other than in tax laws.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：イギリス パートナーシップ リミテッド・パートナーシップ LLP

1. 研究開始当初の背景

近年、アメリカの LLC・LLP・LLLP や、わが国の合同会社や有限責任事業組合など、各国で有限責任のパートナーシップ型事業体に関する法整備が行われているが、ここでは、本来は単なる契約に過ぎないはずのパートナーシップ(や組合)に、いかに法主体性を認め、契約の安定的な当事者になることや、登記の名義人になることを可能にするか、同時に、法人課税の対象ではなく構成員課税(いわゆるパス・スルー課税)の対象とするかに関して、立法上の腐心が見られた。

2. 研究の目的

イギリスにおいても、従来、1890 年パートナーシップ法(GP 法)、1907 年リミテッド・パートナーシップ法(LP 法)のパートナーシップに関する 2 つの制定法が置かれていたが、アメリカが LLC・LLP という新しいタイプの事業体が拡大している影響を受け、2000 年にリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法(LLP 法)が制定された。

本研究は、上記 3 つの制定法を研究の対象としながら、イギリスにおけるパートナーシップの法理論を明らかにすると同時に、有限責任型の事業体である LLP に関して、イギリスにおいて特有な議論を検討する。

3. 研究の方法

主に、以下の文献を研究の対象とする。

(1) 制定法の研究

1890 年パートナーシップ法

1907 年リミテッド・パートナーシップ法

2000 年リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法(LLP 法)

(2) 主要な判例の研究

(3) 学説等の研究

(4) 2000 年 LLP 法に関する立法資料の分析

4. 研究成果

(1) 1890 年パートナーシップ法

契約としてのパートナーシップの共通的な基本形が、この時初めて成文化化されている。

まず、パートナーシップとは、利益を求めて共に事業を営む複数の人の間に存在する「関係(relation)」であるとし、アメリカ法とは異なり、「団体(association)」とはされていない。また、同様の関係を持つものでも、会社法などの団体法に基づいて設立・登記された会社等は、同法におけるパートナーシップではないとしている(§1)。

当事者間に一定の同意や行為があれば、明確な意図がなくてもパートナーシップの存在が認定され(§2) 支払不能時には、パートナーの請求権は債権者に劣後する(§3)。パートナーシップ関係に至った人は集合的に「商会(firm)」と呼ばれ(§4(1))、アメリカ法における団体としてのパートナーシップはこれに相当する。スコットランドでは、商会は法人(legal person)である旨が明記されている(§(2))。統一法制定前のアメリカにおいて、パートナーシップにつき、COMMON・ローでは人の集合体(aggregation)と考えられ、商事法(merchant law)では独立した事業体(entity)と考えられた(統一パートナーシップ法では紆余曲折の後、集合体理論が採用されている)のに似て、イギリス法においても、商会につき、法人格を認める立場と認めない立場が併存している。

各パートナーは商会の代理人であり、その行為は商会に効果を帰属させ(§5) 商会の名で行われた行為等は全パートナーに対して拘束力を持つ(§6)。各パートナーは他のパートナーと共同して(jointly) 商会の債務に対して責任を負うが、スコットランドでは連帯債務(severally also)となる(§9)。不正行為(wrongs)に関する債務も連帯債務となる(also severally)。

パートナー間相互の権利義務は、本法において規定された者も含め、全パートナーの(推認によるものも含め)同意があれば変更可能である(§19)。また、共有財産であるパートナーシップ財産が蓄積され(§20)、一定のルール(§21~23)に従って、管理・処分等が行われる。損益は均等に分配されるなどパートナー・商会間の権利義務に関する事項(§24) 除名(expulsion、§25) 退任(retirement、§26) 存続期間の定めのあるパートナーシップ(§27) 報告義務(§28・29) 競業避止義務(§30) パートナーシップ持分(share of partnership)の譲受人の権利(§31)等のパートナー間相互の権利義務に関する規定が設けられている。

その他、解散(dissolution)と清算(winding up)等に関する規定(§32~44)が詳細に定められている。

いずれも、アメリカ法における統一パートナーシップ法の規定内容とほぼ一致しているが、上記のように、パートナーシップを「関係」ととらえ、団体としての商会(firm)と区別して考えていること、団体としての商会に関しては、一部に法人格が認められていることなどが特徴的である。

(2) 1907 年リミテッド・パートナーシップ法

リミテッド・パートナーシップは、商会の債務に無限責任を負うジェネラル・パートナーと、出資した財産の額以上の責任を負わな

いリミテッド・パートナーからなる(§4(2))。リミテッド・パートナーは出資の払戻しを受けることはできないが、払戻しを受けた場合にはその金額に関して商会の債務に関し責任を負う(同(3))。法人はリミテッド・パートナーとみなされる。

リミテッド・パートナーシップは登記しなければならないが、これを怠った場合には、ジェネラル・パートナーシップとみなされ、リミテッド・パートナーはジェネラル・パートナーとみなされる(§5)。

リミテッド・パートナーには、経営に参画する権限はなく、パートナーシップの事業経営に参加した場合には商会の債務に責任を負う。但し、リミテッド・パートナーは帳簿等を調査する権限は持っており、それに基づいて助言を行うことはできる。常務に関する意見の相違はジェネラル・パートナーの多数決で決定される。リミテッド・パートナーはジェネラル・パートナーの同意があれば、持分を譲渡することが出来、譲渡を受けた者は譲渡したリミテッド・パートナーの全ての権利を引き継ぐ。また、既存のリミテッド・パートナーの同意がなくても、パートナーの新規加入は可能である(§6)。

リミテッド・パートナーシップには、原則として、1890年パートナーシップ法や、エクイティとコモン・ローの規定が適用される(§7)。登記事項(§8)に関する規定が置かれ、変更登記を怠った場合には、ジェネラル・パートナーに罰金が科される(§9)。また、一定の場合には、官報(Gazette)による公告が求められる。その他、登記に関する規定等が置かれている。

同法は、リミテッド・パートナーシップに特有の事項に関しては、登記を中心に規定されているが、重要な事項はほとんど全て1890年パートナーシップ法に委ねられている。なお、経営に参加したリミテッド・パートナーの責任に関しては、アメリカでは重要な意味を持ち、数々の判例の判旨と数度の統一法改正に関する重要な変更事項となっていたが、イギリス法ではアメリカほどには重要な議論とはなっていないようである。

(3)2000年リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法(LLP法)

まず、LLPが新しい形態の法人(legal entity, body corporate)である旨が規定され(§1(1)(2))、能力に制限がなく(同(3))、パートナーシップに関する規定は、原則としてLLPには適用されない(4)。

LLPを設立する(incorporate)には、2人以上の人が設立に関する書面に署名し、登記しなければならない(§2)。登記は有限責任のために対抗要件ではなく、設立の効力発生要件である(§3)。また、附則(schedule)に

おいて、“limited liability partnership” またはその略称である“LLP”で終わる商号を用いなければならないことが規定されている(schedule §2)。(ウェールズにおいては、limited liability partnershipに相当するウェールズ語である“partnerriaeth atebolrwydd cyfyngedig”とその略称である“PAC”で終わる商号の使用が認められている。)

LLPでは、パートナーではなく、メンバーとして規定され(§4)メンバー間の関係(§5)、メンバーの代理権(§6)、脱退事由(§7)、選定メンバー(§8)、メンバーの変更登記(§9)に関して、アメリカのLLCに類似した規定が置かれている。

また、イギリスのLLP法に特徴的な点であるが、組織法であるLLP法に、税金に関する規定が置かれ、法人所得税(§10)、相続税(§11)、印紙税(§12)等に関する特則が置かれている。

また、支払不能と清算に関する規定(§14)。(パートナーシップ法ではなく)会社法などの適用に関する規定(§15)などが置かれている。

これらの税法に関する規定を除けば、その規定内容はアメリカの統一LLC法や統一パートナーシップ法の中のLLPに関する規定とほぼ同一の内容となっており、特に特徴的な規定内容はないものと思われる。

(4)まとめ

アメリカにおいては、統一LLC法や各州のLLC法自体が税法の準則を意識した立法が行われてきた。また、従来は、ジェネラル・パートナーシップやリミテッド・パートナーシップに関し、集合体理論に基づき、あくまでも団体契約に過ぎないものと考えられていたが、1990年代に、数度のわたり統一法が改定され、現在では独立事業体(entity)である旨が明記されている。(詳細については、拙稿「NCCUSL(統一州法委員全米会議)におけるパートナーシップ型事業体の変遷と主な論点 集合体理論から事業体理論への移行」中村学園大学流通科学研究Vol.10 No.1(2010)を参照ください)

我が国では合名会社(日本版LLCと呼ばれてきた)は法人であるから法人課税の対象となり、有限責任事業組合(同様に、日本版LLPと呼ばれてきた)を選択すれば組合課税の対象になる。また、有限責任事業組合に関する法律では、重要財産に関して組合員全員の意思決定を要求するなど、何らかの形で業務執行に関与することが要求され、税務上の取扱いを意識した規定内容になっている。(詳細については、拙稿「合同会社と有限責任事業組合における組合的規律と有限責任」中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要第

39号(2007)を参照ください。

しかしながら、イギリスでは上記のように、従来より、ジェネラル・パートナーシップやリミテッド・パートナーシップでは、パートナーシップを「関係」であるとし、事業体としての側面を商会(firm)としていたが、LLPでは、パートナーシップの一類型でありながら、メンバー間の「関係」を表すパートナーシップとしてではなく、法人(corporate body)と規定することで、法主体性や事業体としての法的安定性を確保した。また、組織法であるLLC法自体に税務上の特例を盛り込むことによって、法人格を持ちながらも、パススルー課税の対象となる事業体に関する制度を創設している。

研究成果に関しては、2014年秋に福岡大学法学論叢において公表予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

現在のところなし。

6. 研究組織

(1)研究代表者

井上 能孝 (INOUE, Yoshitaka)

信州大学・法曹法務研究科・准教授

研究者番号：60441721